令和８年１１月１０日
保　健　医　療　局

残留限度値を超える濃度の麻薬成分を含有する製品の発見について

都では、カンナビジオール（CBD）などの大麻由来製品の安全かつ適切な流通の確保のため、都内で販売されるCBD製品の調査及び成分検査を行っています。

今般、成分検査を行ったところ、下記製品から残留限度値を超える濃度の麻薬成分が検出されました。

この製品は「麻薬及び向精神薬取締法」における「麻薬」に該当し、販売・譲渡・購入・所持・使用等が厳しく規制されています。

このため、都民に広く注意喚起するとともに、当該物品を所持している方に対して、違法であることを警告し、任意提出を促すものです。

なお、これまでに当該品による健康被害発生の報告は受けていません。

【製品概要】

製品表示内容（抜粋）	販　売　名	ＲＲロールオン
	全成分	水、イソプロパノール、メントール、アルニカ、シャクヤク根エキス、リグスチクムクアンキシオング根エキス、アルニカ花エキス、アチランテスビデンタタ根エキス、ブクリョウタケエキス、カンゾウ根エキス、カンフル、グリセリン、加水分解ホホバエステル、セチルヒドロキシエチルセルロース、カラギーナン、キサンタンガム、カンナビジオール
	製造販売元	有限会社ワイエス企画（東京都江東区千石２－３－７）
	発売元	株式会社ＣＢＤＡ（千葉県柏市旭町１－１０－２深澤ビル２Ｆ）
	内容量	８８mL
	ロット番号	Ｍ１５００ＲＯ９２４
検出成分		残留限度値（０．１０ｐｐｍ）を超えるΔ９－ＴＨＣ（テトラヒドロカンナビノール）を検出

この製品をお持ちの方へ

この製品をお持ちの方は、絶対に使用や販売等をせず、以下のとおり速やかに申し出て、製品の任意提出等について、指示に従ってください。

また、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

※上記申し出は、遅くとも『令和８年１１月１６日（月曜日）』までに行ってください。

【販売店の方の窓口】

（１）都内の販売店の方

東京都保健医療局健康安全部薬務課にご連絡ください。

電話０３－５３２０－４５０５（直通）［午前９時～午後５時。土日祝日除く］

（２）他道府県の販売店の方

所在地の道府県薬務主管課にご連絡ください。

【一般の方の窓口】

住所地の地方厚生局麻薬取締部にご連絡ください。

※ご連絡前に、別紙「郵送等にかかるご案内」をご一読ください。

【都の対応】

1　製品の製造販売元（江東区）に販売中止等を指示しました。
2　製品の販売店舗（新宿区）に販売中止等を指示しました。
3　発売元を所管する千葉県に通報しました。
4　東京都公式ホームページに製品名等を掲載し、注意喚起するとともに任意提出について、都民に周知します。
5　関係団体へ注意喚起のため情報提供しました。

【試験実施機関】

東京都健康安全研究センター

【現品写真】（現品は薬務課で保管しています。）







【問合せ先】
保健医療局健康安全部薬務課
電話：03-5320-4512（ダイヤルイン）

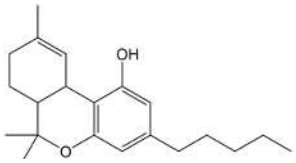
参　考

Δ９－ＴＨＣについて

物質名：６ａ，７，８，１０ａ―テトラヒドロ―６，６，９―トリメチル―３―ペンチル―６*H*―ジベンゾ［*b*，*d*］ピラン―１―オール及びその塩類

別　名：デルタ９テトラヒドロカンナビノール

法規制：令和５年１２月の麻薬及び向精神薬取締法改正により、「Δ９－ＴＨＣを一定量以上※含む製品」が麻薬として規制され、令和６年１２月から施行された。



【Δ９－ＴＨＣ】

※濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量（残留限度値）

種類	残留限度値	製品例
油脂（常温で液体のもの） 粉末	10ppm	CBD オイル・ヘンプシードオイル・化粧オイル等
		CBD パウダー・プロテイン等
水溶液	0.10ppm	清涼飲料水・アルコール飲料・化粧水等
		牛乳・植物性の飲料等
その他	1ppm	菓子類・錠剤・バター等
		電子タバコ等
		シャンプー・リンス・乳液・クリーム・マヨネーズ・バーム・ドレッシング等
		ゼリー等